

足利大学看護学部同窓会会則

第1章 総則

(会の名称)

第1条 本会は足利大学看護学部同窓会（以下、本会という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を栃木県足利市本城3丁目2100-1 足利大学看護学部内に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、足利大学（以下、本学という。）並びに看護学発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第4条 本会は前条の目的を達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と発展に関する活動。
- (2) 会員原簿の管理に関する事項。
- (3) 学内環境向上のための支援。
- (4) 学術推進のための支援。
- (5) その他本会の目的を達成するために適当と認められた事業。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は次の5種とする。

- (1) 正会員・・・本学看護学部卒業生。
- (2) 準会員・・・本学看護学部在学学生。
- (3) 推薦会員・・・本学の教職員で入会を希望し役員会で承認を得た者。または、本学看護部に在職した者で役員会の推薦した者。
- (4) 特別会員・・・本学看護学部教員及び本学職員。
- (5) 名誉会員・・・看護学部長及び本会に対し功績があり、役員会にて推挙された者。

(届出)

第6条 正会員は、卒業年度・氏名（新・旧）・現住所・勤務先・連絡方法を本会に届けなければならない。また、変更があった場合はその旨速やかに報告しなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第7条 本会は正会員及び特別会員の中から次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 総務2名
- (4) 書記2名
- (5) 会計2名

- (6) 監事 2 名
- (7) 校内幹事 若干名
- (8) 相談役及び顧問

役員会は正会員より会長、副会長、総務、書記、会計及び監事にて構成される。

校内幹事は特別会員より選出し役員会を構成する。

必要に応じて、相談役及び顧問を置くことができる。

(学年幹事)

第 8 条 本会の運営にあたり正会員より学年幹事を置く。

- 2 学年幹事は卒業年度を同じくする正会員より 3～5 名選出する。
- 3 学年幹事の任期はこれを選出した各年度会員の協議によって定める。
- 4 学年幹事は各年度会員の連絡調整及び正会員の代表として本会の運営に携なければならない。

(役員の選出)

第 9 条 役員の選出は次のとおりとする。

- 2 学年幹事の中から会長、副会長、総務、書記、会計及び監事を役員会で推薦し、総会において承認する。
- 3 相談役及び顧問は会員の中から役員会の決議により会長が委嘱する。

(役員の任務)

第 10 条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
- (3) 総務は総務に関する業務を行う。
- (4) 書記は、会議の書記・議事録作成を行う。
- (5) 会計は会計に関する業務を行う。
- (6) 監事は本会の事業及び財産、会計の監査に当たる。
- (7) 校内幹事は役員会を構成し本会と本学の連絡調整及び運営の補佐に当たる。

(委員会)

第 11 条 本会に次の委員会を置くことができる。

- (1) 会報委員会
 - (2) 名簿委員会
 - (3) 学術推進委員会
 - (4) 事業部委員会
- 2 委員は各理事が担当し、それぞれ互選により委員長を置く。

(委員会の任務)

第 12 条 委員会の任務は次の通りとする。

- (1) 会報委員会は会報の作成・発行・発送に関する業務を行う。
- (2) 名簿委員会は名簿管理・名簿作成に関する業務を行う。
- (3) 学術推進委員会は本会の学術向上のための業務を行う。

- (4) 事業部委員会は購買等の業務を行う。

(任期)

第 13 条 役員の任期は次の通りとする。

- (1) 役員の任期は 4 年間とする。ただし再任は妨げない。
- (2) 任期中、役員の職務を全うできない事由（傷病、事故、長期間に及ぶ研修への参加等）が生じた場合は、校内幹事へ申し入れ休職及び辞職することができる。その際、当人が後任者を推薦することを認め、理事会で承認を得て委嘱する。
- (3) 欠員を生じたときはその後任者を会長、副会長及び校内幹事において推薦し理事会の承認を得て委嘱する。
- (4) 後任となった役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 代議員

(代議員の選出)

第 14 条 本会に代議員を置く。

- (1) 代議員は正会員・準会員・特別会員の中から選出し、その数は 15 名以上 50 名以内とする。
- (2) 代議員は役員会で選出する。

(任期)

第 15 条 代議員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

(総会出席)

第 16 条 代議員は総会に出席し、議決権を行使する。

第 5 章 会議

(総会)

第 17 条 総会は本会の最高議決機関であり、役員会から提案された議案及び会則の変更その他の重要な事項を審議承認する。

- 2 総会は代議員で構成し、会長が招集する。
- 3 通常総会は年に 2 年に 1 回開催する。
- 4 会長は必要に応じ、臨時総会を開催できる。
- 5 総会の議長は会長が務める、議事録署名者を代議員から選任する。
- 6 総会の議事は代議員の二分の一以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって決定する。但し、委任状を以て出席とみなす。
- 7 代議員は議長の承認を得て、Web 会議システムにより総会に出席することができる。
- 8 総会の議事録は、出席者 2 名の署名を得た後、同窓会室にて保管する。

(役員会)

第 18 条 役員会は会長、副会長、総務・書記・財務・会計・監事及び各委員会から 1 名、及び校内幹事をもって構成し、本会事業の企画運営に関する審議を行い総会に提案する。

- 2 役員会は年1回以上会長が招集する。議長は会長が務める。
- 3 役員会は総会で決定した事項及び本会運営に必要な事項を各委員会と協働し実行に当たる。
- 4 役員会は総会が開催されない年度に、事業及び予算の審議承認を行う。
- 5 役員会の決議は、会長、副会長、総務、書記、会計、理事、監事及び校内幹事のうち出席者の過半数をもって行う。
- 6 委任状により議決権を行使した者は、出席者として扱う。
- 7 Web 会議システムにより参加した者は、出席者として扱う。
- 8 議事録は、出席者2名の署名を得た後、同窓会室にて保管する。

第6章 運営費

(運営費)

第19条 本会の運営費は次の通りとする。

- (1) 本会の運営費は会費、入会金及び寄付その他の収入をもってこれにあてる。
- (2) 会費は終身会費・入会金とし、詳細は別に定める。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日とする。

(会費)

第21条 本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 準会員が正会員となるとき、終身会費として30,000円を(4年次に)納入する。
- (2) 準会員となるとき入会金を納入する。ただしその額は役員会で定め通知する。
- (3) 推薦会員となるとき終身会費として30,000円を役員会の承認・推薦を受けるまでに納入する。
- (4) 一旦納めた会費は原則として返還しない。

第7章 事務局

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、本会本部に事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 金銭出納及び財務管理等に関する事務
- (2) 総会等の開催通知の作成及び発送に関する事務
- (3) 諸行事の開催通知の作成及び発送に関する事務
- (4) 会員名簿の作成に関する事務
- (5) その他、本会運営に関する事務

第8章 役員等手当

(役員等手当)

第23条 役員及び代議員並びに事務局員（以下役員等）としての活動に対して、適切な手当を支給する。

2 役員等は以下に定める活動を行った場合は当会から手当の支給ができるものとする。

	活動内容	支給対象者	支給金額	支給方法
1	役員会・総会への出席	出席した役員等	会長 10000 円、それ以外の役員 6000 円（註 1） 事務局員については、業務量を勘案して会長が決定する金額	会議終了後に現金で支払う
2	役員会・総会への出席	オンライン上出席した役員	会長 8000 円、それ以外の役員等 4000 円（註 2） 事務局員については、業務量を勘案して会長が決定する金額	会議終了後に口座に入金
3	本学の要請ないし本会の指示による学校行事への参加	参加した役員等	3000 円	当該役員等からの申告を受けて支払う
4	総会への出席	出席した代議員	3000 円	総会終了後に現金で支払う
5	総会への出席	オンライン上出席した代議員	2000 円	会議終了後、クオカードを郵送する
6	上記以外で、本学のためになり、手当支給が妥当と会長又は副会長が判断した活動	当該活動を行った役員等	活動内容によって理事会にて審議し決定する金額	活動終了後、当該役員からの申告を受けて支払う

（註 1）職務上の負担が他の役員に比して過重であると会長が判断した場合は、業務量を勘案して金額を決定する

3 会議等をやむを得ず途中退席した場合は、手当の半額が支払われるものとする。

4 事務局員及び監事は、手当の支給について会則に準拠したものであるか監査を行う。問題があるとした場合は、直ちに会長へ報告し役員会にて審議を行うものとする。

第 8 章 補則

第 24 条 本会は、平成 30 年 3 月 19 日本学看護学部一期生の卒業を迎えるにあたり、本学後援

会理事・学長・副学長・看護学部長・看護学部教員・並びに看護学部在学生代表及び学校法人事務局長・本学事務局学生支援課員で組織された足利大学看護学部同窓会設立準備委員会（以下、設立委員会という。）が、本会則第 7 条及び第 13 条の役員を選出し、本会の第 1 回総会において本会則が成立するまでの間（以下、設立準備期間という。）、設立委員会規程により運用する。

第 25 条 設立委員会規程は別に定める。

- 2 設立準備期間は、設立委員会が決定し、会報で会員に報告する。
- 3 設立委員会の目的を達成する為、卒業の各期毎に正会員の中から代議員候補者 2 以上 5 名以内を選出し、設立委員会の準役員とする。
- 4 設立委員会は、本会の第 1 回総会において本会役員の承認を持って解散する。
- 5 設立委員会は設立準備期間の間、会員に近況及び会計等を報告する。
- 6 設立委員会の運営は、第 19 条の運営費（卒業の各期毎に終身会費の 5%を運営事務費）の 95%を設立基本金として積み立てる。
- 7 設立委員会は運営事務費で活動する。
- 8 設立委員会は設立基本金を積み立て、厳正に管理し、本会第 4 条業務について立案し、第 1 回総会で審議する。

附 則

- 1 本会則は、平成 29 年 12 月 15 日第 41 回看護学部教授会で議決し、平成 29 年 12 月 21 日から施行する。
- 2 本会則は、平成 30 年 4 月 1 日大学名称変更に伴い、足利工業大学を足利大学に読み替える。
- 3 本会則は、平成 30 年 3 月 19 日第 1 回看護学部同窓会入会式に於いて、一部改正する。
- 4 本会則は、平成 30 年 7 月 2 日から一部改定施行する。
- 5 本会則は、令和 5 年 2 月 21 日看護学部同窓会準備委員会に於いて、一部改正する。
- 6 本会則は、令和 7 年 7 月 12 日看護学部同窓会総会に於いて、一部改正する。